

令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の届出について

令和5(2023)年度の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「処遇改善加算等」という。)を算定(新規及び継続)する事業所は、処遇改善加算等計画書の届出が必要です。提出期限の令和5年4月15日(土)までに届出がない場合は加算の算定が遅れることとなりますので御注意ください。

なお、事業者負担の軽減の考えから、内容が簡素化された新たな様式が提示されております。原則、以前の様式では届出を受け付けることができませんので御注意ください。

また、書類に不備等がある場合は受理できないことがありますので、計画書に添付された提出前のチェックリストを必ず確認してください。

1 届出

(1) 提出書類

届出様式は、県庁ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてください。

- 掲載先 県庁ホームページトップ>くらし・健康・福祉>高齢者・介護>介護保険>令和5(2023)年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について

① 計画書(別紙様式2-1、2-2、2-3、2-4) **【必ず提出】**

- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書(令和5年度)… 別紙様式2-1
- ・介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)… 別紙様式2-2
- ・介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)… 別紙様式2-3
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)… 別紙様式2-4

② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等 **【新規・変更がある場合に提出】**

初めて加算を算定する場合や加算区分を変更する場合(加算Ⅱ→加算Ⅰなど)は、提出してください。

併せて、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も提出してください。

なお、別紙様式2-2、2-3及び2-4で複数の事業所を一括して届け出る場合、事業所(サービス種類)毎に当該届出書及び一覧表を提出してください。

(2) 提出方法及び提出先

- 提出方法 **郵送**
- 提出部数 **1部ずつ**
- 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県長寿介護課 **処遇改善加算担当**

※ 封筒には、「令和5年度介護職員処遇改善加算等届出関係 書類在中」と朱書きしてください。

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」も同封する場合は、「令和5年度介護職員処遇改善加算等届出関係 及び 介護給付費算定に係る体制等に関する届出関係書類 在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期限

令和5年4月15日(土) (当日消印分まで有効)

※処遇改善加算等以外の加算を4月から算定する場合は、通常どおり3月15日(水)までに届出を提出必要があるため、御留意ください。

2 加算対象サービス及び加算率

下記のとおりです。

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	
	キャリアパス要件等の適応状況に応じた加算率						
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に該当		
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

3 加算の区分と要件

介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）

処遇改善加算の区分は以下のとおりです。

要件については以下のとおりです。

表3-1 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分く処遇改善加算>

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者

① キャリアパスに関する要件

取得する処遇改善加算の区分に応じた要件が定められています。

詳細は、「処遇改善加算等計画書」別紙様式2-1の3の（2）にある「キャリアパス要件」にて御確認ください。

② 職場環境等に関する要件

当該年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容（下記、表4 職場環境要件）を全ての介護職員に周知する必要があります。

なお、この処遇改善については、「表4 職場環境等要件」にある、計6区分の内、1区分1項目以上の取組を行う必要があります。

表4 職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）

特定加算の区分は「特定加算Ⅰ」又は「特定加算Ⅱ」のいずれかです。
要件については以下のとおりです。

表3-2 サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率<特定加算>

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	3-（2）-③の介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	3-（2）-③の処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

① 介護福祉士の配置等要件（特定加算Ⅰのみ）

- ・サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）…（通所介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設等のサービス）
- ・特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）…（訪問介護のサービス）
- ・入居継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）…（特定施設入居者生活介護のサービス）
- ・日常生活継続支援加算…（介護老人保健施設等のサービス）

上記のいずれかの加算の届出している必要があります。

② 処遇改善加算要件

特定加算は、処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定している必要があります。

特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得した場合、対象となります。

③ 職場環境等要件

当該年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知する必要があります。

なお、この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「表4 職場環境等要件」にある、計6区分ごとにそれぞれ1項目以上の取組を行う必要があります。

④ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることが必要となります。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載してください。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表してください。

4 届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管してください。また、県又は市町村から求めがあった場合には速やかに提示する必要があります。

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
- ② 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等

5 計画書等の職員への周知等

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知する必要があります。

また、介護職員等から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する必要があります。

6 変更の届出について

処遇改善加算届出書の内容について、以下について変更があった場合、「介護職員処遇改善加算変更届」又は「介護職員等特定処遇改善加算変更届」により、必要書類を添えて、届け出てください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数事業所を一括して届け出ている事業者において、事業所等の増減（新規、廃止等）があった場合
- ③ キャリアパス要件等に関する適合状況を変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合）する場合
- ④ 介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更により、特定加算の区分が変更となった場合
- ⑤ 就業規則等の改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）があった場合
- ⑥ キャリアパス要件等に関する適合状況を変更（処遇改善加算(Ⅲ)を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合）する場合

7 留意事項

- ・提出する計画書について、押印の必要はございません。
- ・宮崎県以外の指定権者（市町村等）から指定を受けている場合、市町村等に対しても指定の様式で計画書等を提出してください。
- ・当該加算の届出及び請求等に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。